

Diverse Link Tokyo Edu 協力機関バンク要項

(目的)

第1条 東京都教育委員会（以下「都教委」という。）は、子供たちが世界的な視野や深い思考力、他者と協働する力、創造性等を培い、Society5.0の社会で活躍できるよう、国内外の様々な機関と連携し、高度かつ探究的な学びを提供する「Diverse Link Tokyo Edu」事業を推進している。企業、NPO法人、大学等（以下「協力機関」という。）と連携して、深い思考と協働力、創造性を培う高度な学びを提供するDiverse Link Tokyo Edu事業を推進するため、本事業に協力する協力機関を募集する。

(内容)

第2条 本事業により協力機関による協力を得て提供する学習機会の内容は、「Diverse Link Tokyo Edu 協力機関バンク応募要領」で定める。

(登録手続)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる手続により、協力機関を登録する。

- (1) Diverse Link Tokyo Edu事業に協力しようとする協力機関は、別に定める応募用紙を都教委宛てに提出する。
- (2) Diverse Link Tokyo Edu運営指導委員会は、協力機関から提出された応募用紙について審査する。審査は非公開とする。
- (3) 都教委は審査を通過した協力機関を名簿に登載し、ホームページ上で公開する。

(学習機会の提供の手続き)

第4条 次の各号に掲げる手続により、学習機会の提供を実施する。

- (1) 都教委及び都立学校は、協力機関による学習機会の提供を希望する場合、協力機関に対し協力を要請する。
- (2) 実施内容については、協力機関は、都教委が依頼する学習機会においては都教委、都立学校が依頼する学習機会においては都立学校との間で協議の上、決定する。

(保険への加入)

第5条 学習機会への参加に当たり、生徒は傷害保険及び損害保険に加入することとする。その際、協力機関は、その経費を負担する必要はない。

(損害賠償)

第6条 都教委は、本事業において、生徒が故意又は過失により協力機関又は第三者に損害

を与えた場合、損害を賠償するものとする。

(守秘義務)

第7条 協力機関、都教委及び生徒は、別紙1「個人情報の取扱いについて」を遵守し、事業を通じて知り得たすべての情報（個人情報を含む。）の機密を保持し、第三者に開示してはならない。また、事業終了後も同様とする。

なお、協力機関及び都教委は、生徒に顧客個人情報や財務情報、公表前の商品情報等の機密情報を扱わせないこととする。

また、協力機関、都教委及び生徒は、各自の住所・電話番号・メールアドレス等の個人情報を相互に交換しないこととする。

(ハラスメント防止)

第8条 協力機関、都教委及び生徒は、ハラスメントであると誤解されるような言動を厳に慎むこととする。

(削除)

第9条 協力機関は、登録の削除を希望するときは、別に定める登録削除願を都教委宛てに提出しなければならない。都教委は、提出された登録削除願を受領した場合、名簿から削除する。

(除名)

第10条 都教委は、協力機関が次のいずれかに該当する行為を行ったときは、Diverse Link Tokyo Edu 運営指導委員会の審議及び議決により、これを名簿から削除することにより除名することができる。ただし、この場合には当該協力機関に対し弁明の機会が与えられなければならない。

- (1) Diverse Link Tokyo Edu の目的に反する行為をしたとき。
- (2) その他都教委及び都立学校に不利益を及ぼした場合、または、その恐れのある場合。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、Diverse Link Tokyo Edu 協力機関募集に関し必要な事項は、都教委が別に定める。

2 高大接続に向けた連携事業や海外行政機関等との協定に基づく協力機関、都立校が個別に連携する協力機関に関しては、第3条(1)及び(2)による手続を要しない。

附 則

この要項は、令和3年2月1日から施行する。

別紙1 個人情報の取扱いについて

(定義)

第1 本業務において、東京都の保有する個人情報（以下「個人情報」という。）とは、東京都が貸与する資料等に記載された個人情報及びこれらの情報から協力機関が作成した個人情報のすべてをいう。

(個人情報の保護に係る責務)

第2 東京都及び協力機関は、協力機関の協力を得て実施する事業の実施に当たって、個人情報を取り扱う場合は、「東京都個人情報の保護に関する条例」（平成2年東京都条例第113号）を遵守して取り扱う責務を負い、以下の事項を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(目的外使用の禁止)

第3 東京都及び協力機関は、事業実施により知り得た内容を第三者に提供してはならない。

(複写複製の禁止)

第4 協力機関は、東京都から提供された資料等のうち、個人情報に係るものは、東京都の承諾なくして複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の管理)

第5 協力機関は、東京都から提供された資料等のうち、個人情報に係るもの及び協力機関が事業実施のために作成したそれらの記録媒体については、施錠できる保管庫又は施錠、入退管理の可能な保管室に格納するなど適正に管理しなければならない。

(解除権)

第6 東京都及び協力機関は、双方の個人情報の保護に問題があると認める場合はこの協力関係を解除することができる。

(疑義についての協議)

第7 個人情報の管理方法等について疑義等が生じたとき又はこのガイドラインに定めのない事項については、両者協議の上定める。